



# 日本獣医師会学会関係情報



日本産業動物獣医学会・日本小動物獣医学会・日本獣医公衆衛生学会

----- 日本獣医師会学会からのお知らせ -----

お知らせ

## 「日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程」等の 一部改正について

このたび過去1年間において原稿の郵送投稿が無くなったことから、電子投稿に一元化することとして、下記のとおり「日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程」及び「日本獣医師会学会誌投稿の手引き」が一部改正されましたので、お知らせします（令和3年3月4日制定、令和3年4月1日施行）。

記

### 1 「日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程」の 一部改正に伴い留意すべき主な事項

#### (1) 原稿審査の手順等（第4条の(5)）

現状、「不採用とされた原稿は委員長及び副委員長の確認を経て、速やかに著者へ返送される。」としていましたが、郵送投稿が無くなったことから、「返送」を「通知」に改めました。

#### (2) 投稿要領（第6条の(2)）

上記と同様の理由により、投稿要領の「(2) 郵送投稿の場合」の項目はすべて削除し、以後の（ ）の番号を繰り上げました。

#### (3) 執筆要領（第7条(1)のホの図・表・写真）

上記と同様の理由により、現行の「原寸印刷が可能となるよう横7.8cm、縦6.0cmまたは横15.5cm、縦10.0cmで光沢紙等の専用紙を用い印刷する。」及び

「図及び表は、電子投稿の場合は、1つのファイルにまとめ、郵送の場合は、1点をそれぞれ1枚ごとに印刷し、写真とともに原稿の最後にまとめて添付する」の下線部分を削除等いたしました。

### 2 「日本獣医師会獣医学術学会誌投稿の手引き」 の一部改正に伴い留意すべき主な事項

#### (1) 郵送投稿の規定の削除等（3 投稿要領関連、4 執筆要領関連）

上記投稿規程と同様です。

改正部分詳細については、別記の新旧対象表（別記1）、新たな投稿規程（別記2）及び投稿の手引き（別記3）を参照してください（変更力所は下線部です）。

## 日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程及び投稿の手引きの新旧対照表

## 1 日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程

改 正 条 文	現 行 条 文
日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程	日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程
(略)	(略)
(原稿審査の手順等)	(原稿審査の手順等)
第4条 投稿原稿の審査及び採否に係る事項は、次の手順により行う。	第4条 投稿原稿の審査及び採否に係る事項は、次の手順により行う。
(略)	(略)
(5) 採択された原稿は原則として採用順に掲載し、不採用とされた原稿は委員長及び副委員長の確認を経て、速やかに著者へ通知される。	(5) 採択された原稿は原則として採用順に掲載し、不採用とされた原稿は委員長及び副委員長の確認を経て、速やかに著者へ返送される。
(略)	(略)
(投稿要領)	(投稿要領)
第6条 投稿要領は、次のとおりとする。	第6条 投稿要領は、次のとおりとする。
(1) <u>投稿の方法</u>	(1) <u>電子投稿の場合</u>
(略)	(略)
(略)	(2) <u>郵送投稿の場合</u>
	イ <u>原稿には、別紙様式による投稿票に所定の事項を記載したものを同封する。</u>
	ロ <u>原稿は、正副あわせて4部（片面印刷）を提出するものとする。</u>
	ハ <u>原稿は、封筒の表面左側に「産業動物臨床・家畜衛生関連部門原稿」、「小動物臨床関連部門原稿」又は「獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門原稿」と投稿を希望する獣医学術部門名を明示したうえで、事務局あてに送付する。</u>
	(略)
(2) <u>原稿の体裁</u>	(3) <u>原稿の体裁</u>
(略)	(略)
(3) <u>原稿の長さ等</u>	(4) <u>原稿の長さ等</u>
(略)	(略)
(執筆要領)	(執筆要領)
第7条 執筆要領は、次のとおりとする。	第7条 執筆要領は、次のとおりとする。
(1) 原著及び短報	(1) 原著及び短報

改正条文	現行条文
(略)	(略)
<p>ホ 第4頁以降は本文とし、原則として次の項目に区分して記述する。ただし、短報では必ずしも項目別に区分して記述する必要はないが、内容はこれらの項目に従って記述する。なお、記述にあたっては、数字を用いて項目分けすることはしない。</p>	<p>ホ 第4頁以降は本文とし、原則として次の項目に区分して記述する。ただし、短報では必ずしも項目別に区分して記述する必要はないが、内容はこれらの項目に従って記述する。なお、記述にあたっては、数字を用いて項目分けすることはしない。</p>
(略)	(略)
<p>図・表・写真＝</p>	<p>図・表・写真＝</p>
(略)	(略)
<p>写真は、デジタル画像を用い、カラーで正確なフォーカス及びコントラストの明瞭なものとし、表題と簡単な説明を付け、原則として横7.8cm、縦6.0cmまたは横15.5cm、縦10.0cmとする。また、掲載は白黒印刷のため、カラー印刷を希望する場合は、その旨を明記する（費用は著者負担とする）。なお、写真は図と併せて一連の番号を付ける。</p>	<p>写真は、デジタル画像を用い、カラーで正確なフォーカス及びコントラストの明瞭なものとし、表題と簡単な説明を付け、原則として<u>原寸印刷が可能となるよう</u>横7.8cm、縦6.0cmまたは横15.5cm、縦10.0cmで光沢紙等の専用紙を用い印刷する。また、掲載は白黒印刷のため、カラー印刷を希望する場合は、その旨を明記する（費用は著者負担とする）。なお、写真は図と併せて一連の番号を付ける。</p>
<p>図及び表は、<u>それぞれ1つのファイルにまとめる</u>。</p>	<p>図及び表は、<u>電子投稿の場合は、1つのファイルにまとめ、郵送の場合は、1点をそれぞれ1枚ごとに印刷し、写真とともに原稿の最後にまとめて添付する</u>。</p>
(略)	(略)
<p>附 則（令和3年3月4日・日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会一部改正）</p>	
<p>1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。</p>	

## 2 日本獣医師会獣医学術学会誌投稿の手引き

改正条文	現行条文
<p>日本獣医師会獣医学術学会誌投稿の手引き (令和3年4月1日 日本獣医師会)</p>	<p>日本獣医師会獣医学術学会誌投稿の手引き (令和2年4月1日 日本獣医師会)</p>
(略)	(略)
<p>3 投稿要領関連 (1) <u>投稿の方法</u></p>	<p>3 投稿要領関連 (1) <u>電子投稿の場合</u></p>
(略)	(略)

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(2) 原稿の体裁 (略)</p> <p>(3) 原稿の枚数等 (略)</p> <p>(4) その他 (略)</p> <p>4 執筆要領関連（原著及び短報） (略)</p> <p>(5) 本文（第4頁以降）： (略)</p> <p>ウ 図（写真）・表 (略)</p> <p>(ウ) 写真は、デジタル画像を用い、カラーで<u>正確なフォーカス及びコントラストの明瞭なもの</u>とし、表題と簡単な説明を付け、横7.8cm、縦6.0cmまたは横15.5cm、縦10.0cmとする。 (略)</p> <p>(オ) 図及び表は、<u>それぞれ1つのファイルにまとめる</u>。</p>	<p>(2) <u>郵送投稿の場合</u> ア 投稿は、所要事項を記載し、著者全員の署名した投稿票を必ず添付する。 イ 投稿原稿は、4部を提出する。</p> <p>(3) 原稿の体裁 (略)</p> <p>(4) 原稿の枚数等 (略)</p> <p>(5) その他 (略)</p> <p>4 執筆要領関連（原著及び短報） (略)</p> <p>(5) 本文（第4頁以降）： (略)</p> <p>ウ 図（写真）・表 (略)</p> <p>(ウ) 写真は、デジタル画像を用い、カラーで<u>コントラストの明瞭なもの</u>とし、表題と簡単な説明を付け、<u>原寸印刷が可能なように必要部分を横7.8cm、縦6.0cmまたは横15.5cm、縦10.0cmで光沢紙等の専用紙を用い印刷する</u>。 (略)</p> <p>(オ) 図及び表は、<u>電子投稿の場合は、1つのファイルにまとめ、郵送の場合は、1点をそれぞれ1枚ごとに印刷し、写真とともに原稿の最後にまとめて添付する</u>。</p>